

(新)

別表第2

事業採択申請書等に添付する書類一覧

1 ステップアップ事業

	提出書類	注意事項等
1	事業実施主体の概要（参考様式2）	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成してくださいが 必要です 。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
2	資金計画表（参考様式4）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
3	事業実施主体の定款又は寄附行為	(1) 法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
4	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式11）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
5	税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書 証明書 （参考様式10）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
6	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
7	その他知事が必要と認める資料	

(旧)

別表第2

事業採択申請書等に添付する書類一覧

1 ステップアップ事業

	提出書類	注意事項等
1	事業実施主体の概要（参考様式3）	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成が必要です。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
2	資金計画表（参考様式5）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
3	事業実施主体の定款又は寄附行為	(1) 法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
4	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
5	税外未収金債務の滞納がないことの証明書（参考様式9）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
6	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
7	その他知事が必要と認める資料	

(新)

2 一般事業及び特別承認事業

	提出書類	注意事項等
1	事業計画書（参考様式1）	(1) 必ず作成が必要です。様式中の吹き出しに留意して作成してください。 (2) 事業の実施スケジュール、 収支見通し 等の資料を適宜、添付してください。 (3) 既存事業の収支が赤字の場合は、その要因と改善策・見通し等について、事業計画書に記載するか、別途資料を作成して添付してください。 (4) 採算が合うまでに時間を要する事業は、短期の資金計画表等を作成して添付してください。
2	事業の進捗状況表（参考様式2）	事業実施年度の前年度までに当該補助金を受けて事業を実施した場合は、作成が必要です。
<u>2</u>	事業実施主体の概要（参考様式2）	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成してくださいが 必要です 。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての概要が必要です。
<u>3</u>	事業実施主体の経営状況表（参考様式3）	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成してください が必要です 。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての経営状況表が必要です。
<u>4</u>	資金計画表（参考様式4）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
<u>5</u>	経費積算明細書（参考様式5）	(1) 必ず作成してください が必要です 。 (2) 経費の見積書、購入する備品等のカタログ、設計書又は見積書、工事の図面等の写しを添付してください。
<u>6</u>	投資効果算定表（参考様式6）	(1) 必ず作成してください が必要です 。 (2) 様式に記載される効果項目以外の項目がある場合は、適宜、修正等を加えて、算出方法を記入するよう にしてください。 (2) 特別承認事業（ 継足補助金 ）の場合で、国等から算出方法が示されているときは、その算出方法によって算定してください。
8	連携計画書（参考様式8）	企業等がハード事業を実施する場合であって、連携事業者との連携が要件となるものは、作成が必要です。
<u>7</u>	収支計画（参考様式7）	必ず作成してください。
<u>8</u>	主要原材料の仕入計画（参考様式8）	一般事業（企業等通常分）を申請する場合は、必ず作成してください。

(旧)

2 一般事業及び特別承認事業

	提出書類	注意事項等
1	事業計画書（参考様式1）	(1) 必ず作成が必要です。様式中の吹き出しに留意して作成してください。 (2) 事業の実施スケジュール、収支見通し等の資料を適宜、添付してください。 (3) 既存事業の収支が赤字の場合は、その要因と改善策・見通し等について、事業計画書に記載するか、別途資料を作成して添付してください。 (4) 採算が合うまでに時間を要する事業は、短期の資金計画表等を作成して添付してください。
2	事業の進捗状況表（参考様式2）	事業実施年度の前年度までに当該補助金を受けて事業を実施した場合は、作成が必要です。
3	事業実施主体の概要（参考様式3）	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成が必要です。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての概要が必要です。
4	事業実施主体の経営状況表（参考様式4）	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成が必要です。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての経営状況表が必要です。
5	資金計画表（参考様式5）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
6	経費積算明細書（参考様式6）	(1) 必ず作成が必要です。 (2) 経費の見積書、購入する備品等のカタログ、設計書又は見積書、工事の図面等の写しを添付してください。
7	投資効果算定表（参考様式7）	(1) 必ず作成が必要です。 (2) 様式に記載される効果項目以外の項目がある場合は、適宜、修正等を加えて、算出方法を記入するようにしてください。 (3) 特別承認事業（継足補助金）の場合で、国等から算出方法が示されているときは、その算出方法によって算定してください。
8	連携計画書（参考様式8）	企業等がハード事業を実施する場合であって、連携事業者との連携が要件となるものは、作成が必要です。
9	事業実施主体の定款又は寄附行為	(1) 法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての定款又は寄附行為の提出が必要です。

(新)

<u>9</u>	事業の進捗状況表（参考様式9）	過去に一般事業又は特別承認事業を活用した場合は、作成が必要です。
<u>10</u>	事業実施主体の定款又は寄附行為	(1) 法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての定款又は寄付行為の提出が必要です。
<u>11</u>	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式11）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
<u>12</u>	税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書証明書（参考様式10）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
<u>13</u>	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての法人登記簿謄本の提出が必要です。 (2) 連携計画書に記載される連携事業者が市町村等、任意団体、個人事業主以外となる場合は、提出が必要です。
<u>14</u>	決算諸表（貸借対照表及び損益計算書）	(1) 直近の1期分を提出してください。ただし、企業等がハード事業を実施する場合は直近の3期分を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての決算諸表（直近1期分。ただし、企業等の場合は直近3期分）の提出が必要です。
14	クラスタープラン	クラスター加算を適用する場合は、市町村等が策定したクラスタープランを提出してください。

(旧)

10	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
11	税外未収金債務の滞納がないことの証明書（参考様式9）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
12	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての法人登記簿謄本の提出が必要です。 (2) 連携計画書に記載される連携事業者が市町村等、任意団体、個人事業主以外となる場合は、提出が必要です。
13	決算諸表（貸借対照表及び損益計算書）	(1) 直近の1期分を提出してください。ただし、企業等がハード事業を実施する場合は直近の3期分を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての決算諸表（直近1期分。ただし、企業等の場合は直近3期分）の提出が必要です。
14	クラスタープラン	クラスター加算を適用する場合は、市町村等が策定したクラスタープランを提出してください。
15	その他知事が必要と認める資料	工事を伴う場合は、工事の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本の写し（全部事項証明書、改築等の場合は、建物登記簿謄本を含む。）、貸借契約書等の写し（土地等を貸借する場合）を提出してください。

(新)

(旧)

15	その他知事が必要と認める資料	<ul style="list-style-type: none">・ 施設整備工事を伴う場合は、整備工事の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本（全部事項証明書）の写し、建物登記簿謄本の写し（既存施設の改築等の場合）、貸借契約書等の写し（土地、建物等を貸借する場合）を提出してください。・ 特別承認事業を申請する場合は、国等の事業の交付決定又は内示若しくはこれに相当するものの写しを提出してください。
----	----------------	--

担い手確保事業 削除

(新)

(旧)

3 担い手確保事業

	提出書類	注意事項等
1	事業計画書（参考様式1）	（1） 必ず作成が必要です。様式中の吹き出しに留意して作成してください。 （2） 事業内容、事業の実施スケジュール、研修プログラム等の資料を適宜、添付してください。
2	事業の進捗状況表（参考様式2）	事業実施年度の前年度までに当該補助金を受けて事業を実施した場合は、作成が必要です。
3	事業実施主体の概要（参考様式3）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
4	事業実施主体の経営状況表（参考様式4）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
5	資金計画表（参考様式5）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
6	経費積算明細書（参考様式6）	（1） 必ず作成が必要です。 （2） 経費の見積書、購入する備品等のカタログ、設計書又は見積書、工事の図面等の写しを添付してください。
7	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	（1） 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 （2） 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
8	税外未収金債務の滞納がないことの証明書（参考様式9）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
9	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
10	市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の写し	該当部分の写しを添付してください。
11	その他知事が必要と認める資料	工事を伴う場合は、工事の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本の写し（全部事項証明書、改築等の場合は、建物登記簿謄本を含む。）、貸借契約書等の写し（土地等を貸借する場合）を提出してください。

(新)

3 外部人材活用支援事業

	提出書類	注意事項等
1	事業実施主体の概要（参考様式2）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
2	資金計画表（参考様式4）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
3	事業実施主体の定款又は寄附行為	(1) 法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
4	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式11）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
5	税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書証明書（参考様式10）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
6	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
7	市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の写し又は市町村長の意見書	

(旧)

4 外部人材活用支援事業

	提出書類	注意事項等
1	事業実施主体の概要（参考様式3）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
2	資金計画表（参考様式5）	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
3	事業実施主体の定款又は寄附行為	(1) 法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
4	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
5	税外未収金債務の滞納がないことの証明書（参考様式9）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
6	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
7	市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の写し又は市町村長の意見書	

(新)

4 地域産業課題解決支援事業

	提出書類	注意事項等
	事業の進捗状況表(参考様式2)	必ず作成が必要が必要です。
1	事業実施主体の概要(参考様式2)	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成が必要してくださいが 必要です 。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての概要が必要です。
2	事業実施主体の経営状況表(参考様式3)	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成が必要してくださいが 必要です 。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての経営状況表が必要です。
3	資金計画表(参考様式4)	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
4	事業の進捗状況表(参考様式9)	必ず作成してください。
5	事業実施主体の定款又は寄附行為	(1) 法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての定款又は寄附行為の提出が必要です。
6	県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県税の滞納がないことを証するもの) ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書(参考様式11)及び本人確認書類の写しを提出することができる。	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
7	税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書 証明書 (参考様式10)	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。

(旧)

5 地域産業課題解決支援事業

	提出書類	注意事項等
1	事業の進捗状況表(参考様式2)	必ず作成が必要です。
2	事業実施主体の概要(参考様式3)	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成が必要です。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての概要が必要です。
3	事業実施主体の経営状況表(参考様式4)	(1) 事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成が必要です。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての経営状況表が必要です。
4	資金計画表(参考様式5)	市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
5	事業実施主体の定款又は寄附行為	(1) 法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての定款又は寄附行為の提出が必要です。
6	県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県税の滞納がないことを証するもの) ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書(参考様式10)及び本人確認書類の写しを提出することができる。	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
7	税外未収金債務の滞納がないことの証明書(参考様式9)	市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
8	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての法人登記簿謄本の提出が必要です。 (2) 連携計画書に記載される連携事業者が市町村等、任意団体、個人事業主以外となる場合は、提出が必要です。
9	決算諸表(貸借対照表及び損益計算書)	(1) 直近の3期分を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての決算諸表(直近3期分)の提出が必要です。

(新)

8	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての法人登記簿謄本の提出が必要です。 (2) 連携計画書に記載される連携事業者が市町村等、任意団体、個人事業主以外となる場合は、提出が不要です。
9	決算諸表（貸借対照表及び損益計算書）	(1) 直近の3期分を提出してください。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての決算諸表（直近3期分）の提出が必要です。
10	その他知事が必要と認める資料	・施設整備工事を伴う場合は、整備工事の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本（全部事項証明書）の写し、建物登記簿謄本の写し（既存施設の改築等の場合）、貸借契約書等の写し（土地、建物等を貸借する場合）を提出してください。

5 注意事項

- (1) 参考様式1から9までの様式は、必要に応じて変更が可能なものとします。
- (2) 書類は、各1部を提出してください。
- (3) ~~連携計画書~~、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書は、原本（発行後3月以内のもの）を提出してください。
- ~~(4) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書は、発行後3月以内のものを提出してください。~~
- (4) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(旧)

10	その他知事が必要と認める資料	工事を伴う場合は、工事の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本の写し（全部事項証明書、改築等の場合は、建物登記簿謄本を含む。）、貸借契約書等の写し（土地等を貸借する場合）を提出してください。
----	----------------	---

6 注意事項

- (1) 参考様式1から8までの様式は、必要に応じて変更が可能なものとします。
- (2) 書類は、各1部を提出してください。
- (3) 連携計画書、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書は、原本を提出してください。
- (4) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書は、発行後3月以内のものを提出してください。
- (5) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。